

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
抛 抛 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 規則第1条(認定証再交付申請書の提出) ・ 規則第94条第3項において準用する第12条(認定証の再交付の申請)
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：